

ご使用になっていない通帳・証書がないかご確認ください。

■お手元に長い間ご使用になっていない預金通帳・証書はありませんか？■

お預け入れいただいたまま、長い間出し入れがなく、お取引の動きのない状態になっている預金口座はございませんか？

当組合では、このような預金も引き続きお預かりしています。預金通帳・証書とお届出印の確認、ご本人が確認できる資料（運転免許証など）のご提示など、所定の手続きを経たうえで払い戻すことができますので、今一度ご確認をお願いいたします。

また、預金通帳・証書・キャッシュカード・お取引印が見当たらない場合でも、ご本人さまの預金であることが確認できれば払い戻しができますので、ご本人さまであることを確認できる資料（有効期限内の資料）のほか、口座の支店名や口座番号がわかるもの等をご用意いただき、当組合本支店の窓口までご照会・ご相談ください。